

2012年条約勧告適用専門家委員会 IL0 第181号条約オブザベーション (抄)

(厚生労働省国際課仮訳)

民間職業仲介事業所に関する条約、1997年 (第181号)

日本(批准: 1999年)

第5条(1)、機会と待遇の均等

委員会は、政府に対して、条約の第5条(1)の実際の運用における適用について、より更なる情報を提供することを求める。例えば、上述の法令の適用について責任を有する当局又は裁判所が条約(報告様式 IV の部分)の適用に関係する本件に係る決定をしたことがあるか否か回答していただきたい。

第11条 民間職業仲介事業所によって雇用される労働者が適切な保護を受けられるようにする対策。

2012年労働者派遣法改正法の施行を受け、委員会は、政府に対し、第11条に規定されている分野における労働者保護を確保するためにとられた今回の新しい措置の影響について、更なる情報を提供することを求める。

申立に関連した他の問題。

委員会は、政府に対し、登録型派遣や製造業務派遣に関する新たな法制度に関する情報を提供することを求める。さらに、登録型派遣及び製造業務派遣について、2012年労働者派遣法改正と労働契約法の施行状況に関する情報を提供することを求める。

第10条 訴えの調査のための仕組み及び手続き。

委員会は、政府に対して、民間職業仲介事業所の活動に関して受理された申立ての数及び内容についての報告を継続することを政府に求める。

第13条 公共職業紹介機関と民間職業仲介事業所の協業。

委員会は政府に対し、公共職業安定機関と民間職業仲介事業所の、それぞれの需給調整機能を高めるための協力の有効性についての、情報を提供することを求める。

第14条 条約違反の場合の適切な是正。

2012年労働者派遣法改正法の施行を受け、委員会は、政府に対して、条約の規定に違反した場合の救済の実施状況についての情報を提供し、また、申立ての元となる事案について、当該救済が適切になされているかについての評価を男女別や業種別に分けた統計とともに提供することを政府に求める。